

## 開成町条例第 27 号

## 開成町学校施設等建設委員会条例

## (設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、開成町学校施設等建設委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、開成町の学校建設に関する次の事項について調査及び審議する。

- (1) 町立学校等の建設及び施設整備等に関すること。
- (2) 町立学校等の管理運営に関すること。
- (3) その他町長が町立学校等の建設及び管理運営に関して必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育委員会委員
- (3) 学校関係者
- (4) P T A 代表
- (5) 地域代表
- (6) 公募による町民

2 委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (専門委員)

第 5 条 委員会に特別の事項を調査及び審議させるために必要があるときは、第 3 条の規定に関わらず、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、町長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年開成町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(52) 学校施設等建設委員会委員

別表中

51	国民保護協議会委員		日額 7,200円
----	-----------	--	-----------

」を

51	国民保護協議会委員		日額 7,200円
52	学校施設等建設委員会委員	会長の職にあるもの	日額 8,000円
		委員	日額 7,200円

」に

改める。